

# ★ ほしのさと ショートステイ（短期入所生活介護） 利用料金表（1日あたり）

## 併設型 短期入所生活介護サービス費

従来型個室

従来型多床室

ユニット型個室

（単位：円）

要介護区分	負担率	介護サービス費	負担区分	食費 (1日)	居住費			合計（介護サービス費+食費+居住費）		
					（従来型個室）	（従来型多床室）	（ユニット型個室）	従来型個室	従来型多床室	ユニット型個室
要支援 1	10%	従来型個室 438	第1段階	300	320	—	820	1,057	737	1,632
		従来型多床室 438	第2段階	390	420	370	820	1,247	1,197	1,722
		ユニット型個室 514	第3段階	650	820	370	1,310	1,907	1,457	2,472
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,087	2,777	4,062
要支援 2	10%	従来型個室 545	第1段階	300	320	—	820	1,163	843	1,756
		従来型多床室 545	第2段階	390	420	370	820	1,353	1,303	1,846
		ユニット型個室 638	第3段階	650	820	370	1,310	2,013	1,563	2,596
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,193	2,883	4,186
要介護 1	10%	従来型個室 586	第1段階	300	320	—	820	1,204	884	1,802
		従来型多床室 586	第2段階	390	420	370	820	1,394	1,344	1,892
		ユニット型個室 684	第3段階	650	820	370	1,310	2,054	1,604	2,642
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,234	2,924	4,232
要介護 2	10%	従来型個室 654	第1段階	300	320	—	820	1,272	952	1,869
		従来型多床室 654	第2段階	390	420	370	820	1,462	1,412	1,959
		ユニット型個室 751	第3段階	650	820	370	1,310	2,122	1,672	2,709
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,302	2,992	4,299
要介護 3	10%	従来型個室 724	第1段階	300	320	—	820	1,342	1,022	1,942
		従来型多床室 724	第2段階	390	420	370	820	1,532	1,482	2,032
		ユニット型個室 824	第3段階	650	820	370	1,310	2,192	1,742	2,782
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,372	3,062	4,372
要介護 4	10%	従来型個室 792	第1段階	300	320	—	820	1,410	1,090	2,009
		従来型多床室 792	第2段階	390	420	370	820	1,600	1,550	2,099
		ユニット型個室 892	第3段階	650	820	370	1,310	2,260	1,810	2,849
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,440	3,130	4,439
要介護 5	10%	従来型個室 859	第1段階	300	320	—	820	1,476	1,156	2,076
		従来型多床室 859	第2段階	390	420	370	820	1,666	1,616	2,166
		ユニット型個室 959	第3段階	650	820	370	1,310	2,326	1,876	2,916
			第4段階	1,600	1,180	860	2,100	3,506	3,196	4,506

### 食費

負担限度額	料金	備考
第1段階	300円	1日あたりの自己負担限度額
第2段階	390円	1日あたりの自己負担限度額
第3段階	650円	1日あたりの自己負担限度額
第4段階	1,600円	朝食／320円 昼食／640円 夕食／640円

### サービス加算料金

サービス提供加算	12円	送迎加算	※1回あたり 184円
夜勤職員配置加算	13円／18円	療養食加算	※1回あたり 8円
機能訓練体制加算	12円	個別機能訓練加算	※1回あたり 56円
看護体制加算	4円	処遇改善加算	所定単位数×8.3%
※加算は体制等で変更の場合がございます。		特定処遇改善加算	介護報酬全体の2.3%

### 算出条件

- ① 1日分で計算しています。
- ② 食費は、1食毎の請求となります。
- ③ 介護保険負担割合証が、2割（3割）の方は介護サービス費が2倍（3倍）になります。
- ④ 介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方は第4段階になります。
- ⑤ 要支援1・2の方は、看護体制加算及び夜勤職員配置加算は、含まれません。